

## (5) 天守閣再建の検討について

### 【資料5-1】史跡等における復元の条件

### 【資料5-2】木造再建事例

#### 天守閣再建の検討について

##### ●史跡等における復元の条件

復元の条件について「史跡整備のてびき（文化庁文化財部記念物課発行）」に基づき確認を実施している。8項目の条件とその出典を確認し、復元を可能とするためにどのような条件があるか、その条件をいかに満足させるかについて検討する必要がある。

##### ●木造再建事例

木造による天守の復元事例2例（大洲城、掛川城）および史跡指定地内における復元の事例として、小田原城銅門（平成9年）と小田原城馬出門（平成21年）の復元について、根拠資料等以下の11の項目に関して確認した。

- (1) 文化財指定
- (2) 復元根拠
- (3) 復元・解体修理の対象（概略の工事内容）
- (4) 喪失年度
- (5) 現状変更
- (6) 遺構の保護措置（許容の範囲）
- (7) 検討から竣工までの期間
- (8) 主材料の確保
- (9) 予算
- (10) 設計者
- (11) 法規対応

復元根拠の重要性を再確認するための参考資料となる。

天守という小田原城跡の最重要と思われる建造物について、木造再建の可能性追求のための検討資料とすることを目的とした確認事項。

史跡等における復元の条件：「史跡等整備のてびき」(文化庁文化財部記念物課)

表・計2-5 史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱い基準

○復元における条件

歴史的建造物の復元展示を行う場合には、以下に示す条件をすべて満たす必要がある。

- ① 当該史跡等の保存にとり支障とならないもの
- ② 当該史跡等の活用にとり積極的な意味を持つもの
- ③ 当該史跡等に対する理解が誤りなく適切に導かれるもの
- ④ 当該史跡等の歴史的・自然的な風致及び景観と総体として整合する内容を持つもの
- ⑤ 構造及び設置後の管理（防火・防犯を含む）の観点から、安全性が確保されているもの
- ⑥ 復元した建造物等を施設として活用する場合には、当該史跡等の保存と活用に関わりがあり、当該史跡等にふさわしい内容を持つもの
- ⑦ 当該史跡等の適切な保存と活用のための整備に関する全体的な計画が策定され、その中で①～⑥に関する方針が明確に示されているとともに、復元後の建造物等の保存・管理のための行財政措置等の方針が整っているもの
- ⑧ 復元しようとする歴史的建造物等の位置、規模、意匠、構造、形式等について十分な根拠があるもので、文化庁との協議を踏まえ、史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会の審査を経たもの

これまでの文化庁の指導では、上記「位置、規模、意匠、構造、形式等について十分な根拠」が必要とされ、その根拠とは、以下に示す3項目によって示される。

- ・発掘による遺構の確認
- ・指図、絵図等の詳細図面類
- ・写真（外観・意匠の確認が可能な良質のもの）

①～⑦について、次ページ記載「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱い基準」の中で、「専門委員会」の審査指針の中で示している。

<p><b>復元の意義</b> ここにいう歴史的建造物等の復元とは、史跡等の構成要素である建造物その他の工作物のうち、現存していないものを、当時の規模・構造・形式で、原位置に再現しようとする行為である。史跡等の構成要素でない建造物、客観的な根拠によって存在を証明することができない建造物等を新たに設けようとする行為は、この基準における復元には該当しない。</p> <p><b>審査指針</b> 歴史的建造物等の復元を許容するか否かは、具体的な復元の計画について、次の各項目に関し、総合的に判断し、決定するものとする。</p> <p>●<b>基本的事項</b></p> <p>③→① 歴史的建造物等の復元が、当該史跡等の正しい理解にとって支障となるものではないこと。例えば、存在・形態等に関する根拠が薄弱なもの、当該史跡等の有する歴史的意義との係わりが薄いもの等の復元は許容しない。</p> <p>①→② 歴史的建造物等の復元及びその工事によって、保存すべき遺跡等を損傷することとならないものであること。</p> <p>②→③ 当該史跡等の活用にとって、歴史的建造物等の復元が最も適した方法であると考えられること。例えば遺構の保存状況が極めて良好であり、その遺構自体を公開することが、国民による当該史跡等の理解・活用にとって最も適切であると認められる場合は、その遺構に係わる歴史的建造物等の復元は許容しない。</p> <p>④ 当該史跡等が現在までの時代的変遷のなかで有している全ての歴史的意義等に鑑み、その建造物等を復元することが、その史跡等を理解する上で最も適切なものと認められるものであること。例えば、当該建造物等が存在しなくなった過程に格別の歴史的な意義が認められる場合は、その復元は許容しない。</p> <p>④→⑤ 歴史的建造物等の復元が、当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観と総体として整合するものであること。</p> <p>⑥ 歴史的建造物等の復元が、当該史跡等の全体的な保存・整備の在り方と整合するものであること。</p> <p>⑦→⑦ 保存管理計画、整備計画等当該史跡等の保存・管理・活用に関する総合的計画が策定されており、歴史的建造物等の復元に関する上記各事項についての方針及び復元後の建造物等の保存・管理方針が整っていること。</p> <p>●<b>技術的事項</b></p> <p>① <u>復元しようとする歴史的建造物等について、その位置・規模・構造・形式等につき、次のア及びイによる十分な根拠があること。</u> ア、次のいずれかの資料等 [中世以前の建造物等の場合]</p>	<p>a. 復元の対象とする歴史的建造物等が別位置に移築され現存している場合における、当該建造物等の調査資料。</p> <p>b. 歴史的建造物等が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等。</p> <p>c. 復元しようとする歴史的建造物等又はこれと同時期・同種の建造物等の指図・絵画・写真・模型・記録等の史料。</p> <p>d. 現存する同時期・同種の建造物等。 [近世・近代の建造物等の場合]</p> <p>a. 復元の対象とする歴史的建造物等が別位置に移築され現存している場合における、当該建造物等の調査資料。</p> <p>b. 歴史的建造物等が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等。</p> <p>c. <u>復元しようとする歴史的建造物等の指図・絵画・写真・模型・記録等の史料で精度が高く、良質のもの。</u></p> <p>イ、発掘調査結果（明確な遺構が確認され、出土した建築部材等により当該建造物等の位置・規模・構造等に関する知見が広く学界において承認されている場合に限る。）その他の復元の現地を確定するのに必要な資料等。</p> <p>② <u>復元の設計は、上記①の根拠や同時期・同種の建造物等の遺構又は建築部材その他の遺物に基づいて、規模（桁行・梁間等）・構造（基礎・屋根形式等）・形式等について極めて高い蓋然性を持つものであること。</u></p> <p>③ <u>復元して用いる材料・工法は、原則として、同時代のものを踏襲し、かつ、当該史跡等の所在する地方の特性等を反映しているものであること。</u></p> <p><b>その他</b> 歴史的建造物等の復元を許容する場合にあっては、次の事項を確認するものとする。</p> <p>⑤→① 復元する歴史的建造物等については、その構造及び設置後の管理の観点からの安全性が確保されていること。</p> <p>⑦→② 復元完了後の史跡等の管理について、十分な行財政上の措置が確保されていること。</p> <p>⑥→③ 復元された歴史的建造物等を施設として活用する場合にあっては、その活用内容は当該史跡等の保存・活用と係わりがあり、かつ、当該史跡等にふさわしいものであること。</p> <p>④ 復元のための調査の内容、復元の根拠、復元の内容に複数の案があった場合における他の案の内容・複数案の取捨選択の検討内容、復元の工事内容等を記録にとどめるとともに、それらの概要を復元建造物等の所在場所に掲出する等の措置をとり、史跡等の正しい理解に支障が生じないようにすること。</p>
---	--

## 木造再建事例

項目	大洲城（平成 16 年）	掛川城（平成 6 年）	小田原城銅門（平成 9 年）	小田原城馬出門（平成 21 年）
文化財指定	県指定史跡：「大洲城跡」 重要文化財（天守と連結）：「大洲城台所櫓・高欄櫓」	重要文化財「二の丸御殿」 市指定文化財：「太鼓櫓」「蔭の門」	国指定史跡	国指定史跡
復元根拠	① 明治時代の古写真 3 枚 北面、西面、東面の写真が残っており、天守の西面の外観を明らかにすることができた。 ② 天守雛形 規模、柱割等再建の根拠になる。 明治の写真と合致する。 ③ 発掘調査結果 天守 1 階の正確な寸法 ④ 絵図 ⑤ 絵図「御城中御屋形絵図並地割」：天守と多聞櫓の寸法 絵図「元禄五年大洲城絵図」 「大洲城本丸平面図」：単線による平面図	① 発掘調査の成果：天守の規模形態 ② 高知城天守閣 ：山内一豊により、掛川城の通りに築造といわれる ③ 絵図 「嘉永の図」：石垣修復届出の中の絵 窓割など建築細部について写実的 「正保城絵図」：建築詳細は把握できない	① 古写真：英字新聞『ザ・ファー・イースト』（THE FAR EAST）の明治 6（1873）年 3 月 4 日号に掲載されてものが唯一のものを参照。 ② 設計寸法：「小田原城并見附図」（江戸時代末期）の小指図のひとつ「御本丸図」に「二間六尺」・「七間六尺」等の註記があり、また、「文久図」には「京間三間梁桁行十一間」との註記があるため、これら分析を重ねた結果、設計寸法：1 間＝6 尺 5 寸を採用。 ③ 櫓形の平面規模：発掘調査の結果及び「小田原御用邸総図」に重ね合わせるなどの検討を重ね位置などを決定。 ④ 櫓門の平面規模と形状：下層門部については「小田原城見附図」の書きこみ寸法から割り出し、垂直方向の寸法は「文久図」と『THE FAR EAST』所蔵の写真を参照に決定。	① 発掘調査により、石垣、礎石の位置を確認 ② 古写真は馬出門そのものの写真はなかったが、御茶壺曲輪土塀の写真を参照。 ③ 「小田原城并見附図」（江戸時代末期）から平面図と寸法を確認。 ④ その他、城絵図、古文書の記載から、馬出門が「透かし門」と確認。 ⑤ 細かい意匠等は、江戸城の清水門とうの高麗門形式の諸門の類例調査により決定。
復元・解体修理の対象 （概略の工事内容）	多聞櫓の撤去及び復元（昭和 45（1970）年に一部復元されたものであり、撤去し、本来の様子に復元） 台所櫓・高欄櫓、天守閣復元	天守台石垣解体 天守閣復元	銅門渡櫓・櫓形土塀	馬出門、内冠木門、櫓形土塀
喪失年度	明治 21（1888）年	安政元年（1854） 大地震により崩壊	明治 5 年（1872）解体	明治 5 年（1872）解体
現状変更	重要文化財台所櫓・高欄櫓の現状変更 内容：両櫓に接続する多耳櫓の一部撤去 許可条件：特になし	—	平成 5（1993）年 12 月 13 日銅門復元事業の現状変更許可申請提出 平成 6（1994）年 2 月 3 日文化庁長官より許可 ・櫓形の石垣に上る階段の設置 ・櫓門の石落しの再現	櫓形石垣 申請日 平成 17 年 7 月 25 日 許可日 平成 17 年 9 月 16 日 終了届 平成 19 年 4 月 25 日 門・土塀 申請日 平成 18 年 9 月 19 日 許可日 平成 18 年 11 月 17 日 終了届 平成 21 年 5 月 8 日
遺構の保護措置 （許容の範囲）	—	基礎：石垣に負担せず RC 石垣：古い石垣は解体・撤去して正面に積み直し、不足分は新石材で築造	「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」では城の縄張を理解する上でとくに重要な門、櫓等については箇所を定めて復元的整備を行う方針としており、銅門についても今日まで伝えられた情報の総てを収集したうえで基本設計が行われた。	櫓形石垣は根石を残置し、その上に復元した。馬出門及び内冠木門は礎石の上に保護層及び新規根石を設置し施工した。

項目	大洲城（平成 16 年）	掛川城（平成 6 年）	小田原城銅門（平成 9 年）	小田原城馬出門（平成 21 年）
検討から竣工までの期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 8（1996）年第 1 回検討委員会（市）</li> <li>○ 平成 16（2004）年竣工</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昭和 63（1988）年「掛川城天守閣復元調査委員会」発足</li> <li>○ 平成 6 年 4 月竣工</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 4（1992）年 11 月から文化庁との協議、文化財保護審議会第 3 専門調査会及び復原検討委員会において審査。</li> <li>○ 平成 5（1993）年 3 月：『史跡小田原城本丸・二の丸整備基本構想』作成</li> <li>○ 平成 5 年（1993）年 9 月 27 日：銅門櫓形石垣復元工事着工</li> <li>○ 平成 9（1997）年 10 月 31 日：櫓門等完成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 5（1993）年「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」</li> <li>○ 平成 15（2003）年発掘調査、16（2004）年発掘調査、馬出門櫓形石垣整備実施設計、17（2005）年・18（2006）年石垣復元工事、18（2006）年馬出門櫓形門・土塀復元的整備実施設計、19（2007）年・20（2008）年馬出門櫓形門・土塀復元的整備工事</li> </ul>
主材料の確保	主な木材：市内の高齢林から検調達、不足分は長野県木曽産	主な木材：青森の国有林	主な木材（ヒノキ）：ラオス産	主な木材：国産材を確保
予算	—	建設工事費 8.5 億円	総事業費約 13.5 億円	史跡等総合整備活用推進事業費国庫補助金 発掘、設計・監理、石垣整備、門・土塀整備等の合計 4.9 億円
設計者	宮上茂隆（竹林舎建築研究所） 八木清勝	宮上茂隆（竹林舎建築研究所）	（有）建築文化研究所 八木清勝 （『史跡小田原城跡銅門櫓形復元 基本設計報告書』）	（財）文化財建造物保存技術協会
法規対応	建築基準法第 38 条（大臣認定取得）を検討したが、平成 12 年法改正で第 38 条削除により、適用不可能 →第 3 条（基準法適用の除外）の方針	木造新築建物として、建築確認申請を行う。（木材調書、構造評定など）	—	—